

令和 6 年度

## 恵明中学校の部活動に係る活動方針

令和 5 年 4 月  
令和 5 年 10 月 改正  
令和 6 年 4 月 改正

恵庭市立恵明中学校

## 活動方針策定の趣旨等

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- (3) 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
- (4) また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする必要がある。
- (5) 上記内容を踏まえ、本校では、教育目標等を踏まえ、国のガイドラインや道の方針、並びに「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」に則り、「恵明中学校の部活動に係る活動方針」（以下、「本方針」という。）を策定することとした。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

- |           |         |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|
| ○野球       | ○サッカー   | ○ソフトボール | ○女子ソフトテニス |
| ○バスケットボール | ○バレーボール | ○バドミントン |           |
| ○卓球       | ○剣道     | ○吹奏楽    | ○美術       |
|           |         |         | ○科学郷土研究   |

### (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、ファクシミリ、電子メール等により下記の連絡先あてに提出することとする。
- 連絡先：061-1407 恵庭市黄金北4丁目1-1  
恵庭市立恵明中学校 TEL 0123-33-3001  
FAX 0123-33-7103  
E-mail:enw-keimei-chu-2@hokkaido.school.ed.jp
- 担当：教頭 高木 智靖（主幹教諭 岡本 真一）

### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ① 各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ② 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ③ 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ④ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

### (4) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ③ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。
- ④ 校長は、部活動指導員の配置にあたって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- ⑤ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定)」及び「学校における働

き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- ⑥ 校長は、「恵庭市立学校における働き方改革推進計画」(平成 30 年 11 月)で示している、教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組**

校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理や事故防止、更には体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組にあたって、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)等も踏まえるよう留意する。

### **(1) 運動部活動における適切な指導**

校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態、女性特有の健康問題(女性アスリートの三大主徴(利用可能エネルギー不足(※1)、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。  
(※1)「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動によって消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギーをさす。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量である。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動による消費エネルギーに対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられている。

### **(2) 文化部活動における適切な指導**

校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の文化芸術等の能力向上や生涯を通じて文化芸術等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上やコンクール、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (3) 部活動用指導手引の活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定

- ① 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第 3 日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ④ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ⑤ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。  
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

## (2) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。
- ③ 本市・本道の地域特性から、冬期に行う部活動の際は、厳しい気象や地形などの自然条件の影響を受けやすいため、低体温症や凍傷など事故の可能性だけではなく、災害の危険性も多く潜んでいることを踏まえ、常に安全に配慮しながら指導を行うなど、安全確保の徹底を図る。
- ④ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えていく。
  - 定期試験前の一定期間等、学校全体で部活動休養日を設ける。
  - 週間、月間単位での活動頻度、時間の目安を定める。

## 4 部活動の充実に向けて

### (1) 部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底する。

- ① 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取りませせるなど、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- ② 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の間に信頼関係があれば、指導にあたって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

### (2) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏ま

え、校長は部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。

- ① 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

### **(3) 学校単位で参加する大会等の見直し**

校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮し、学校部活動が参加する大会等を精査する。

なお、精査にあたっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、各競技団体等との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点が重要であることに十分配慮して判断する。

### **(4) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成**

校長は、部活動の設置や統廃合にあたっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

なお、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・文化芸術等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

- ① 校長は、例えば、自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。
- ② 合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。
- ③ 校長は、障がいの有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・芸術文化等に親しむことを重視し、個別の課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

- ④ 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する。

#### **(5) 部活動の地域連携**

- ① 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- ② 校長は、地域の実情に応じて、学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な機会を設けることも考える。
- ③ 校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び文化芸術等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- ④ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施することや、休日に限らず平日においても連携して活動することなどを検討する。
- ⑤ 校長は、部活動だけではなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

#### **(6) 家庭や地域との連携を図る取組**

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなど、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

#### **(7) 障がいのある生徒の部活動の充実**

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

### **終わりに**

校長は、本方針を自校の取組状況などを踏まえた内容にするとともに、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会、北海道教育委員会、恵庭市教育委員会の動向等も注視しながら、必要に応じて内容の見直しを行う。